

# 不祥事防止のための校内ルール

令和6年4月  
岡山県立西大寺高等学校

- 1 生徒とのスマートフォン・携帯電話・クロームブック等での連絡について  
原則禁止です。部活動等で必要な場合は、次の手順により行います。
  - ・連絡は、携帯電話等による通話又は電子メールで行います。SNS・ライン等は使用しません。
  - ・連絡は必要最低限とし、生徒及び保護者の許可を事前に得て、生徒名・目的・日時等を管理職へ届け出ます。
  - ・緊急時等にやむを得ず事前の届出なしで使用した場合は、事後すみやかに管理職及び保護者へ報告します。
  
- 2 スマートフォン等の校内での取扱いについて  
授業での活用や緊急の連絡が必要な場合等を除き、原則として持ち歩きません。
  
- 3 個人指導（面談を含む）の形態・場所等について
  - ・1対1での生徒の指導（性別問わず）は原則密室状態で行ないません。
  - ・室内では机を挟んで座るなど、生徒との距離をおきます。
  - ・あらかじめ指導時間を設定するなど長時間の個人指導は行わないようにします。※1対1の指導を密室状態で行う必要がある場合
  - ・あらかじめ対象生徒名・目的・日時・場所等を学年主任に届け出ます。
  - ・指導後すみやかに指導概要等を学年主任に報告します。
  
- 4 取組の振り返りにについて  
学期に1回程度、朝礼、学年団会議、分掌会議等で個人指導及び携帯電話等の使用についての校内ルールを再確認します。
  
- 5 情報セキュリティに関することについて  
県教育庁 web サイトの岡山県情報セキュリティーポリシーに従います。
  
- 6 自家用車の公務使用に係る生徒の同乗に関することについて
  - (1) 生徒を同乗させ、出張することができるのは次の場合です。
    - ・災害の発生等による急病人の救護の場合
    - ・学校管理下において行われる校外の教育活動に参加する生徒を引率する場合において、公共交通機関がない、運行便数が少ない等により、指導上適切な対応ができない場合（引率する当該職員が運転する場合に限ります。）
  - (2) 次の場合は、生徒を同乗しません。
    - ・任意保険の一定条件（搭乗者保険等）を満たさない場合
    - ・運転が深夜に及ぶことが予測される場合
    - ・保護者が同意していない場合
    - ・その他校長が適当でないと認める場合
  
- 7 生徒からの集金について  
学年徴収のほかに集金する教材費、部活動徴収金については、年度末には管理職により監査を受け、決算報告をします。